

24. 公共施設の復旧

震災時に津波の浸水を受けなかった公共施設の多くは、避難所や遺体安置所・物資の集積所となり、本来の利用ができなくなった。また地震や寒気による設備の凍結などでの被害もあり、公共施設の利用再開には時間がかかった。

図書館は、高台にあり津波の被害を受けず、指定避難所でもなかったが、多くの市民が避難したため、避難所となり、図書館としての機能が停止した。一部ではあるが平成23年(2011)6月7日に再開し、その後、避難者の減少により秋までには全面再開となった。また、仮設住宅や分館が津波被害を受けた地域などを中心に移動図書館ひより号を復活させ巡回して図書の貸し出し業務を行っている。

その他石巻中央公民館、河北総合センター「ビッグバン」、遊楽館などの生涯学習施設・文化体育施設は避難所となり、再開までに時間を要した。また、これらの施設は地震による被害の修繕、耐震工事などで休館したり、利用できない設備などが発生した。

また、津波で全壊した雄勝公民館・北上公民館・萩浜公民館は、それぞれ総合支所・支所と一体で整備されることとなっている。

牡鹿公民館は、高台にある牡鹿保健福祉センターの施設を活用し再開した。

津波により使用不能となった市民会館と文化センターは、両者一体の複合施設として南境地区のトウモロービジネスタウンに整備することになり、現在設計が進められている。

体育施設では、総合体育館は高台にあるが、地震による建物の損傷により避難所とはならず、当初は遺体安置所となり、その後は物資の集積所となり、再開が遅れた。また、総合運動公園は物資の集積所となり、また、災害派遣の自衛隊の拠点として、多くの隊員が寝泊まりする場所となった。そのため、使用不能となり、また、グラウンドもそのために整地されたことから、再開には時間を要した。しかし、市民球場は、TOMODACHI プロジェクト関係団体からの寄附金を主財源として、全面人工芝、電光掲示板も新たなものとなり、震災前よりも施設面で上回る施設として復興した。(TOMODACHI プロジェクト関係団体 = 北カリフォルニア日本文化コミュニティー・センター、米日カウンシル、メジャーリーグベースボール機構、メジャーリーグベースボール選手会)

ただし、市内の運動公園などのグラウンドは、仮設住宅の適地であったため、多くの仮設住宅が建てられ、利用できない状態が続いている。



▲図書館



▲移動図書館車「ひより号」



▲ひより号を利用する人



▲改修された中央公民館



▲中央公民館 トイレ



▲中央公民館 大ホール



▲リニューアルした市民野球場



▲自衛隊のベースとなった総合運動公園

25. 文化財の復旧

市指定文化財天雄寺観音堂（雄勝町雄勝浜）

江戸時代後期(明和3年)の貴重な建築物で、津波により倒壊したが、流出は免れた。

ワールド・モニュメント財団、アメリカン・エキスプレス財団、宮城県、石巻市からの補助を受け、解体調査、再建工事が行われ、平成27年(2015)5月完成した。

市指定文化財旧石巻ハリストス正教会教会堂

明治13年(1880)建築の木造の教会建築としては国内最古のもので、津波により大きな損害を受けたが、流出は免れた。

解体調査が行われ、中瀬地区に再建される予定である。

市指定文化財旧觀慶丸商店

昭和5年(1930)の木造建築で道路に面した外壁はタイル張りになっている非常に珍しい建物である。

所有者から寄贈を受け、新たに市指定文化財に指定の後修復工事が行われている。

国指定名勝齋藤氏庭園

近代における東北三大地主として知られる齋藤氏の第9代当主善右衛門有成により明治後期につくられた庭園である。度重なる地震により被害を受けていたところ、東日本大震災の揺れにより大きな被害が発生し、現在修復工事が行われている。



▲天雄寺



▲天雄寺



▲重要文化財「石井闇門」



宮城県東日本大震災文庫／東日本大震災アーカイブ宮城

▲重要文化財「石井闇門」保全対策検討委員会



▲齋藤氏庭園



▲齋藤氏庭園

26. がれき処理

震災により大量の災害廃棄物が発生した。

発生推計量は、海中に没したものも含み629万トンで、処理必要推計量428万トン(発生推計量の68.0%)であった。

処理方法は、まず、市内において一次処理（収集運搬（被災地⇒1次仮置き場での保管））を行った。市内の仮置場の箇所数は26カ所、仮置場用地面積は95.6haにのぼった。

その後、二次処理として宮城県に委託し、分別・破碎・焼却処理・最終処分を行った。

『災害廃棄物処理業務の記録〈宮城県〉』から

(前略)

廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）上、災害廃棄物の処理は市町村の役割とされているが、今回の震災では、処理を行うべき市町村が、役所庁舎の被災、多数の職員が犠牲になるなど行政機能が壊滅的な被害を受けたことから、まずは、県が市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うべく、国と調整を進めてきた。

平成23年(2011)3月27日によくやく、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託により、いわゆる県による代行が可能であること、同時に、費用負担については阪神・淡路大震災を超える措置を検討中であることが示された。

これを受け、県としてどのように災害廃棄物の処理を進めていくかを取りまとめ、同年3月28日に「災害廃棄物処理の基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めた。

(1) 処理主体

被害が甚大で、市町村自ら処理することが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託により、県が災害廃棄物の処理を行う。

(2) 処理期間

被災地の早期復旧・復興のためには、環境に配慮しながら、災害廃棄物を早期に処理することが最重要であり、概ね3年以内に実施。

(3) 災害廃棄物の発生量推計

発生した災害廃棄物の量を、概ね1,500万トンから1,800万トンと推計。

(4) 処理方法

膨大な量の災害廃棄物の処理および市町村の復興を効率的に進めるため、一元的な災害廃棄物の処理に努める。災害廃棄物の分別や大規模な仮置き場（二次仮置き場）を設置することを検討し、詳細は、別途処理指針を定める。

(5) 処理の留意事項

イ 市町村、関係機関と連携した災害廃棄物仮置き場の迅速な確保

ロ 個人財産の処理方法

ハ 災害に便乗した廃棄物の不法投棄、屋外焼却の監視、取締強化

(6) 財源

環境省所管の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金を活用する方向で調整。国に対し以下の項目を要望。

イ 補助率の拡大（1/2を10/10に）

ロ 補助対象の拡大（底地の管理者にかかるわらず、一元的な対応を）

ハ 補助金の用途の拡大（土地購入、諸経費など）

ニ 津波堆積物の取扱（生活環境保全上の支障のおそれがあることから、補助対象とすること）

第4項 災害廃棄物処理指針の策定